別表六（二）　内国法人の外国税額の控除に関する明細書

事業年度	・　・ ・　・	法人名	

				円
当期の控除対象外国法人税額（別表六(二の二)「21」）			1	
当期の法人税の控除限度額の計算	当期の法人税額（別表一「4」－別表六(五の二)「5の③」－別表十七(三の十二)「1」）（マイナスの場合は０）		2	
	当期の所得金額	所得金額又は欠損金額（別表四「52の①」）	3	
		繰越欠損金又は災害損失金の当期控除額（別表七(一)「4の計」）	4	
		被合併法人等の最終の事業年度の欠損金の損金算入額	5	
		対外船舶運航事業者の日本船舶による収入金額に係る所得の金額の損金算入額（別表十(四)「20」）	6	
		対外船舶運航事業者の日本船舶による収入金額に係る所得の金額の益金算入額（別表十(四)「21」又は「23」）	7	
		組合等損失額の損金不算入額（別表九(二)「6」）	8	
		組合等損失超過合計額の損金算入額（別表九(二)「9」）	9	
		計 (3)＋(4)＋(5)＋(6)－(7)－(8)＋(9)（マイナスの場合は０）	10	
	当期の調整国外所得金額	国外事業所等帰属所得に係る所得の金額（別表六(二)付表一「25」）	11	
		その他の国外源泉所得に係る所得の金額（47の①）	12	
		(11)＋(12)（マイナスの場合は０）	13	
		非課税国外所得の金額（(47の②)＋別表六(二)付表一「26」）（マイナスの場合は０）	14	
		(13)－(14)（マイナスの場合は０）	15	
		(10) × 90%	16	
		調整国外所得金額（(15)と(16)のうち少ない金額）	17	
	法人税の控除限度額 (2) × (17)/(10)（通算法人の場合は別表六(二)付表五「35」）		18	
当期に控除できる金額の計算	法第69条第１項により控除できる金額（(1)と(18)のうち少ない金額）		19	
	法第69条第２項により控除できる金額（別表六(三)「30の②」）		20	
	法第69条第３項により控除できる金額（別表六(三)「34の②」）		21	
	((19)＋(20)＋(21))又は当初申告税額控除額		22	
	法第69条第17項により控除できる金額（別表六(二)付表六「6の計」）		23	
	当期に控除できる金額 (22)＋(23)		24	

区分			国外所得対応分 ①	①のうち非課税所得分 ②	
			円	円	
当期のその他の国外源泉所得に係る所得の金額の計算	その他の国外源泉所得に係る当期利益又は当期欠損の額	25			
	加算	納付した控除対象外国法人税額	26		
		交際費等の損金不算入額	27		
		貸倒引当金の戻入額	28		
			29		
			30		
			31		
			32		
			33		
			34		
			35		
		小計	36		
	減算	貸倒引当金の繰入額	37		
			38		
			39		
			40		
			41		
			42		
			43		
			44		
			45		
		小計	46		
	計 (25)＋(36)－(46)		47		

（用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４）

別表六(二)の表を次のように改める。